

育ちの森へようこそ!

あなたもいつ子育て支援センター「育ちの森」の仲間になりませんか?

利用対象者:
3歳以下または保育所・幼稚園に入る前の子どもとその保護者



©Akiko Sato

一時保育

一時的にお子さんをみる人がいない時にご利用ください(事前登録が必要です)。

- ★対象 3~4カ月以降の子ども
- ★利用料 保育する子ども1人・1時間 500円



各種講座

ビーズ・フラワーなどのクラフトセミナーや、トイレトレーニング、金銭教育、赤ちゃんセミナーなど多彩な講座がラインナップ。どなたでも受講OK(材料費・受講料は講座によって異なります)。

★8月から第1土曜日にマタニティーセミナーが加わります。プレママ、プレパパの参加をお待ちしています。

相談

気になること、心配事など、どんな小さなことでもお話しください。ゆっくりお話ししたい方は、電話で日時を予約することもできます。電子メール、電話相談も随時受付中。

- ★相談専用ダイヤル ☎21-4343
- ★Eメール sodatinomori@themis.ocn.ne.jp

情報提供

子育てサークル情報をはじめ、子育てに関わるさまざまな情報提供をしています。

- ★URL <http://www8.ocn.ne.jp/~sodati/>
- ★ラジオチャット 第2土曜日を除く、毎週土曜日午前10時~10時50分(スタッフがパーソナリティーを務め、普段見られない素顔や育ちの森裏話などお伝えします。)

イベント

季節ごとの楽しい行事を行っています。また、毎月1回、その月誕生日のお子さんを祝う「お誕生会」もあります。

今月のイベント情報

★4月27日(火)・28日(水)
「こどもの日まつり」



パパ歓迎デー

毎月第2土曜日は「パパ歓迎デー」です。男性スタッフがいますので、パパもお気軽においでください。

もちろん、第2土曜日以外の日にもお越しください。お待ちしております。



あそびの広場(プレイルームを開放しています)

お子さんと一緒に遊んでください。木のおもちゃや大型遊具があります。ティーコーナーもありますので、マイカップをお持ちください。絵本の時間や親子あそびの時間もあります。

- ★利用料: 200円
- ★曜日別のプレイルーム開放状況(ベビーは1歳半までのお子さんが対象です)

	月	火	水	木	金	土
午前	ベビー	フリー	ベビー	フリー	フリー	フリー
午後	相談のため休み	フリー	フリー	会議のため休み	フリー	会議のため休み

にいつ子育て支援センター **育ちの森** ☎21-4152 FAX 25-3741

※にいつ子育て支援センター育ちの森は、NPO法人ヒューマン・エイド22が、新津市から委託を受けて管理運営しています。

人の健康・食の安全などについては
 新津保健所(県新津健康福祉環境
 事務所) ☎22 5174
 家庭で飼育している鶏などについては
 農・産業振興課(内線478)
 鳥インフルエンザ全般については
 県中央家畜保健衛生所
 (☎0256 88 3141)

清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くにこないようにしたり、鳥の排泄物に触れた後は、手洗い、うがいをしたりすれば、感染の心配はありません。
 万が一、原因が分からないまま、鳥が次々に死亡した場合は、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせず、なるべく早く連絡をしてください。

国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭などで飼育している鳥が感染することはありません。

鶏肉は十分加熱して食べてください。未加熱または加熱不十分なままを食べることは、食中毒予防の観点からお勧めできません。

また、鶏卵を生で食べることに不安のある人は、七十度以上で加熱して食べましょう。

鶏肉や鶏卵を食べることによって鳥インフルエンザに感染した例はありません。

郵便等による不在者投票が変わりました!

「郵便等による不在者投票」とは、選挙権がある人で身体に重度の障害があって、選挙の当日、投票所で投票することができない人について、当該選挙人が現在する場所で郵便により投票することを認める制度です。

今回、公職選挙法の一部が改正(平成16年3月1日施行)され、この「郵便等による不在者投票」について、その対象者が拡大されるとともに、「代理記載制度」が新たに創設されました。

1 郵便等による不在者投票の対象者の拡大

今回の改正により、①身体障害者手帳に免疫の障害と記載されている人で障害の程度が1級から3級までの人、②介護保険被保険者証の要介護状態区分に要介護5と記載されている人が、郵便等による不在者投票の対象者に加わりました。

区分	障害の程度
身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢障害、体幹障害、移動機能障害 } 1級もしくは2級 } と記載されている人 心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう障害、直腸の障害、小腸の障害 } 1級もしくは3級 } と記載されている人
戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害、体幹障害 } 特別項症から第2項症 } と記載されている人 心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう障害、直腸の障害、小腸の障害 } 特別項症から第3項症 } と記載されている人

区分	障害の程度
身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢障害、体幹障害、移動機能障害 } 1級もしくは2級 } と記載されている人 心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう障害、直腸の障害、小腸の障害 } 1級もしくは3級 } と記載されている人 免疫の障害 } 1級から3級 } と記載されている人
戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害、体幹障害 } 特別項症から第2項症 } と記載されている人 心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう障害、直腸の障害、小腸の障害 } 特別項症から第3項症 } と記載されている人
介護保険被保険者証をお持ちの人	要介護5と記載されている人

※郵便等による不在者投票を希望する人は、「郵便等投票証明書」の交付申請手続きが必要です。お早めをお願いします。

2 郵便等による不在者投票における代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票ができる人のうち、①身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障害と記載されている人で障害の程度が1級の人、②戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障害と記載されている人で障害の程度が特別項症から第2項症までの人は、あらかじめ選挙管理委員会に文書により届け出た代理記載人に、本人の代わりに投票用紙などに記載をさせることができるようになりました。この代理人は、1人しか指名できず、代理記載人の氏名等は「郵便等投票証明書」に表示されます。

また、この制度の創設に伴い、代理記載人が本人の意思と違う投票をした場合や投票の内容を他人に漏らした場合の罰則規定(2年以下の禁固または30万円以下の罰金)が追加されました。

「郵便等投票証明書」の交付申請や、お問い合わせは… ☎市選挙管理委員会(内線311・312)へ。

鳥インフルエンザについて

今年の一月以来、国内の鶏などに「鳥インフルエンザ」が発生しています。市民の皆さんには、鳥インフルエンザウィルスの人への感染の可能性や自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処方法などについて、正しい知識を身につけていただくようお願いいたします。



鳥インフルエンザウィルスに感染した鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、触れた手を介して鼻からウイルスが人の体内に大量に入った場合に、ごくまれに鳥インフルエンザに感染することが知られていますが、これまで人から人へ感染した例はありません。
 日本では、この病気に感染した鶏などが徹底的に処分されており、通常の生活でこのような鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはあまりないことから、鳥インフルエンザに感染する可能性は極めて低いと考えられます。
 なお、万が一、感染が疑われる鳥と接触した後で、発熱などの症状が出た場合には、医師にその旨を告げて受診してください。